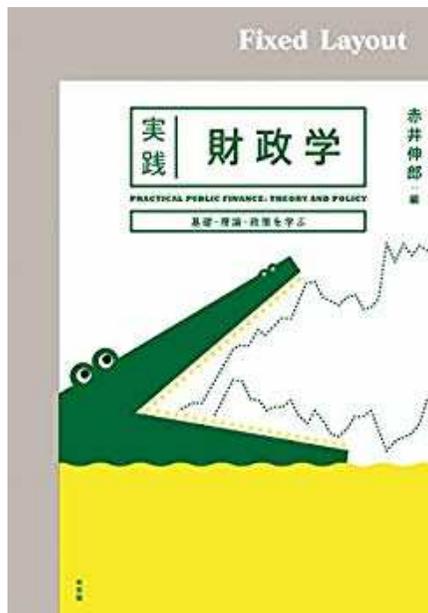


# 公共経済学(入門編) PART3



## 政府の役割と財政

2024/4

© 赤井伸郎(所属 大阪大学)

<akai@osipp.osaka-u.ac.jp>

この上にあるQRコードから、授業のこのレジユメが入手できます。また、PCの人は、「赤井伸郎」と検索して、ホームページから、「授業ページ」というバナーをクリックすれば、入れます。

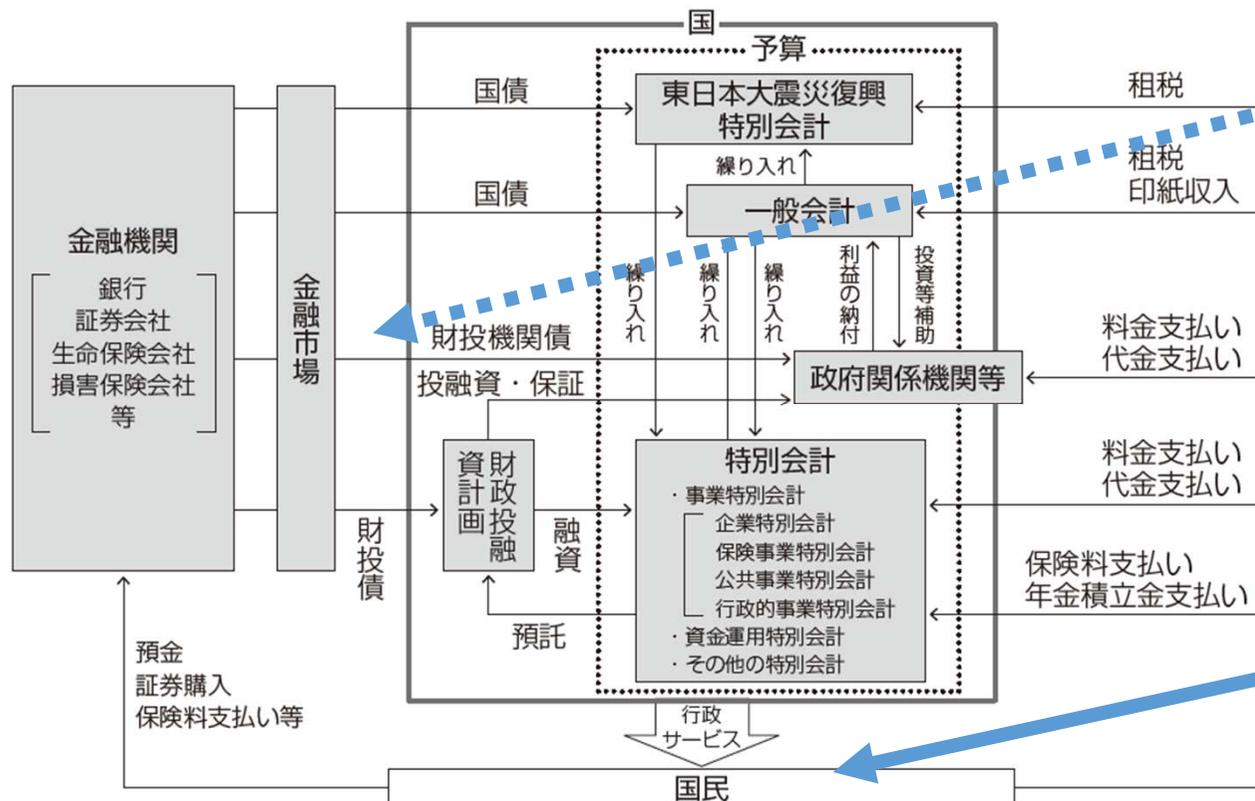
# PARTⅢ 財政・予算と評価の仕組みを学ぶ

- PARTⅢは、以下の項目で構成される。
  1. 財政の流れ・予算の仕組み
  2. 効率的効果的な予算(歳出)構築に向けての評価

# 1 財政の流れ・予算の仕組み

## 1.1 財政の流れ

図 1-7 財政の流れ



図から見る4つのポイント

- 1: 国民が支払う税金が直接政府に歳入として入り込む。
- 2: 国民が金融機関に預ける預金の一部は、政府が発行する国債および、財投機関債の購入に当てられる。
- 3: 政府に集まったお金のほとんどは一般会計に入り込み、特別会計や政府関係機関との間で金のやり取り(繰入れ)がなされる。
- 4: 会計間の調整後、各会計での金額(予算)が確定し、その金額(予算)の執行(歳出)としての行政サービスの提供が行われる。

(出所) 大矢俊雄 (2015) 『図説 日本の財政 (平成 27 年度版)』 東洋経済新報社。

## 1.2 予算とは

- 予算とは、あらかじめ(予)め算定すること

会計年度(日本では、国の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとされている)に必要なお金の流れを把握するため年度ごとに、歳入と歳出の計画をたてる。(予算の単年度主義)これがまさに予算。

- 予算とは、また、政府が作る「拘束力」のある収支計画。

政府は、民主的に強制力が担保された主体であり、その政府が作る予算としての収支計画は、強制的に執行される。民主主義に基づき、この予算は、議会の議決を経て決定される。したがって、家計や企業のように、随時収支計画を変更することはできない。

## 1.3 予算原則

### 予算に必要とされる原則。

- **完全性の原則: 予算内容**: 予算には、漏れなく全ての歳出歳入が組み込まれていなければならない。
- **統一性の原則: 予算形式**: 予算は複数あってはならず、一つでなければならない。
- **明瞭性の原則: 予算形式**: 予算は、明瞭に理解される内容でなければならない。
- **厳密性の原則: 予算編成**: 予算では、予定の歳入と歳出を正確に見積もられていなければならない。
- **事前性の原則: 予算編成**: 予算は、会計年度が始まる前までにその編成を終え、議会によって承認されなければならない。
- **拘束性の原則: 予算執行**: 予算は、時間的な拘束(会計年度ごとに独立でなければならない: **会計年度独立の原則**)、支出額の拘束(超過して支出してはいけない: **超過支出禁止の原則**)、支出目的の拘束(他の目的に流用してはいけない: **流用禁止の原則**)を受ける。
- **公開性の原則: 予算過程**: 予算は、その情報・内容が、議会や国民に対して正確に公開されていないといけない。

## 1.4 予算の構成

予算の構成=> 予算総則, 歳入歳出予算, 継続費, 繰越明許費及び国庫債務負担行為から構成される。

「継続費, 繰越明許費及び国庫債務負担行為」=> 継続費および繰越明許費は, 実際の予算では, 「会計年度独立の原則」を守れない場合への措置であり, 国庫債務負担行為は, 国の債務負担と国の歳出が年度内に一致しない場合への措置である。

### 様々な予算

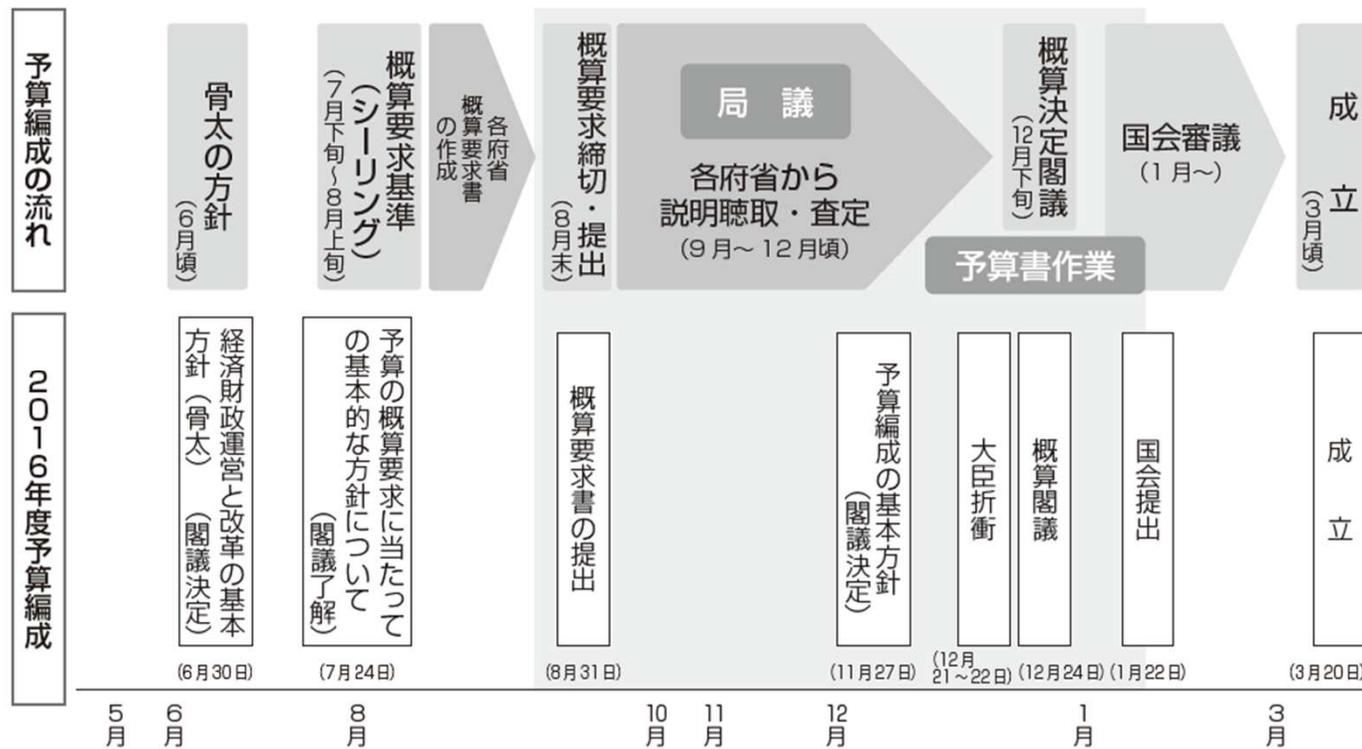
**特別会計予算**: 一般会計が, 「国の一般的な歳入歳出を経理する会計」である一方, 「特別会計」とは, 「①国が特定の事業を行う場合, ②特定の資金を保有してその運用を行う場合, ③その他特定の歳入を以て特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合」に, 設置されるもの。

**政府関係機関予算**: 政府関係機関とは, 予算に弾力性を持たせ企業的経営によって能率を上げるために, 国から切り離して運営される, 政府が全額出資する機関。

**暫定予算・補正予算**: 国会の議決を経て成立する) 本予算が年度開始までに成立しない場合に用いられるのが, **暫定予算**。本予算が執行された後, 社会環境の変化に対応すべく, 追加的に策定される予算が**補正予算**である。

# 1.5 予算の流れ

図 1-8 予算編成のスケジュール



(出所) 財務省作成。

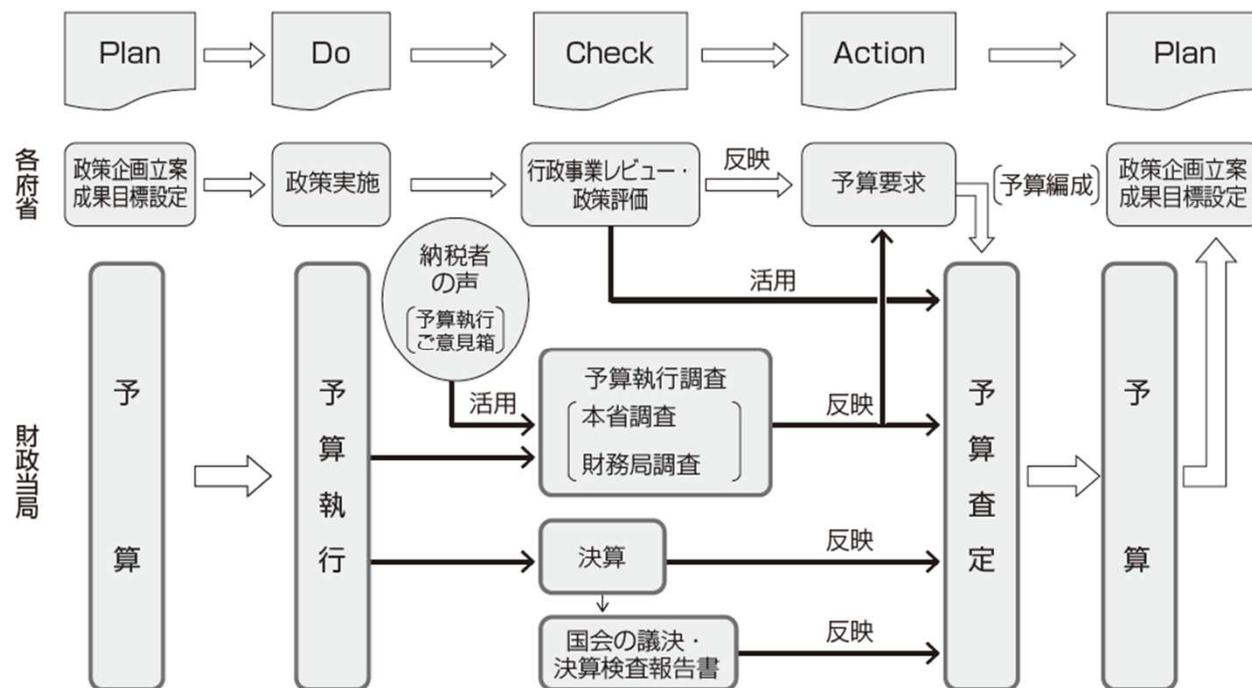
上段: 毎年の大まかな流れ。下段: 2016年度予算編成(2015年度実施)に関するイベントの日程。

国会審議について: 衆議院での議決後に、参議員に送付され審議後に議決される。参議院が衆議院と異なった議決をした場合には、両院協議会が開かれるが、それでも意見が一致しないときは衆議院の議決が国会の議決となる。また、参議員が衆議院で可決された予算案を受け取った後30日以内に議決しない場合も、衆議院の議決が国会の議決となる。通常は、3月末に予算が成立し、4月から予算が執行される。

## 2 効率的効果的な予算(歳出)構築に向けての評価

### 2.1 PDCAサイクルを活用した評価の取組み

図 1-9 PDCA サイクルを活用した評価の取組み



(出所) 財務省作成。

過去に行った試みを今後の行動に活かしていく  
という概念 :=> PDCA (Plan・Do・Check・Action)

Plan段階が、予算の策定。Do段階が執行で。Check段階においては、すでに執行した歳出を評価。その手法は、様々。最後に、Action段階において、その評価を踏まえて改善した、新たな予算を策定。これを繰り返す(PDCAサイクル)ことで、時代に即した効率的効果的な予算が生まれてくる。ACTIONをしっかりと勧めるための進捗管理をするための手法として、KPI(Key Performance Indicator, 重要業績評価指標)を用いる。

## 2.2 決算の評価と次年度予算への反映

図 1-10 2014 年度一般会計決算概要および剰余金

(単位：億円，単位未満切捨)

補正後予算		決算	
歳入	歳出	歳入	歳出
前年度剰余金 20,406	前年度からの繰越額 48,298	前年度剰余金 58,360 (含む繰越財源)	36,048
公債金収入 404,929	歳出予算額 990,003	公債金収入 384,928	21
[建設公債 65,770]	○主なもの	[建設公債 65,769]	2013年度までに発生した剰余金の使用残額 58,656
[特例公債 339,159]	・社会保障関係費 305,356	[特例公債 319,158]	歳出の不用 14,118
税外収入 47,407	・文教及び科学振興費 56,417	税外収入 63,794	歳入の増▲減 8,467
税 収 517,260	・国債費 225,096	税 収 539,707	新規発生剰余金 22,586
○主なもの	・地方交付税交付金等 170,962	○主なもの	特定財源見合い歳入等の増▲ 6,777
・所得税 158,170	・防衛関係費 50,885	・社会保障関係費 301,709	純剰余金 15,808 (財政法6条)
・消費税 153,390	・公共事業関係費 64,057	・文教及び科学振興費 58,659	
・法人税 105,130	・その他 117,226	・国債費 221,856	
		・地方交付税交付金等 170,962	
		・防衛関係費 50,628	
		・公共事業関係費 73,208	
		・その他 111,109	
		・消費税 160,289	
		・法人税 110,316	
[歳入予算額] 990,003	[歳出予算現額] 1,038,301 (前年度からの繰越額を引くと990,003)	[収納済歳入額] 1,046,791	[支出済歳出額] 988,134 (財政法等41条剰余金を加えると1,046,791)

区 分	金 額
1 収納済歳入額	1,046,791
2 支出済歳出額	988,134
3 財政法41条剰余金	58,656 (1-2)
4 前年度までの剰余金の使用残額	21
5 繰越予算財源	36,048 (3-4-5)
6 新規発生剰余金	22,586
一般分	22,135
歳入の増▲減	8,017
歳出の不用	14,118
復興分	450
歳入の増▲減	37 (2011'1・2次補正分)
歳入の増▲減	412 (2011'3次補正・2014'分)
歳出の不用	0 (2011'3次補正・2014'分)
7 控除額(特定財源等)	6,777 (412億円含む)
8 財政法6条純剰余金	15,808 (6-7)

(注) 財政法等6条の純剰余金には復興分(2011年度1・2次補正分)に係る剰余金37億円を含む。

(出所) 財務省ウェブサイト(決算概要)。

決算とは、予算の執行状況をまとめたもの

決算は、予算とは一致しない。その背景には、制度設計時の予想と実態の違いや社会状況の変化などがある。決算を構築する意義は、もちろん執行の状況を確認するためでもあるが、実質的な意義は、決算の評価を通じて課題を見つけ出し、次の予算審議に反映させ、PDCAサイクルを廻すことで、効率的・効果的な予算の策定を進めることである。

## 2.3 予算執行調査(財務省)および行政評価局調査(総務省)とその反映

### ☆予算執行調査＝財務省主計局が行う調査。

「財務省主計局の予算担当職員や日常的に予算執行の現場に接する機会の多い財務局職員が、予算執行の実態を調査して、事業等の必要性・有効性・効率性について検証を行い、改善すべき点を指摘し、予算の見直しにつなげていく取組み」

調査事案について4月に公表し、調査を開始。PDCAサイクルを廻し調査結果を翌年度予算へ反映し、効率的・効果的な予算を策定する試み。また、どのように予算に反映したのかに関して、毎年「予算執行調査の反映状況」を作成し公開している。

### ☆行政評価局調査＝総務省行政評価局が行う調査

「行政評価局が政府内にあって施策や事業の担当府省とは異なる立場から、各府省の業務の現場における実施状況を実地に調査し、各府省の課題や問題点を実証的に把握・分析し、改善方策を提示する仕組み」

管区行政評価局・行政評価事務所が全都道府県に設置されており、「地域計画調査」も行われている。「現地的な改善の必要がある行政上の重要課題について、独自に調査を行って改善を図る」ことを目的としている。調査後には、調査結果に基づく勧告が行われる。平成27年度は12の勧告が出されている。

## 2.4 政策評価と「行政事業レビュー」

3つの分類: 政策=>その中に「施策」=>その中に「事業」

☆政策と施策のレベルに対して「政策評価」=>平成13年に制定された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき、各行政機関が自ら政策の評価を行う仕組み。

この評価に対して、総務省の行政評価局がそのための制度の基本的事項の企画立案および点検を行っている。

☆事業レベルの政策評価(事務事業評価とも呼ばれる): 内閣官房行政改革推進本部事務局が行う「行政事業レビュー」。

### 「行政事業レビュー」の3つの特徴

1: 「約5000の国の全事業の総点検」

2: 「国の全ての事業について、レビューシートを作成・公表」

3: 「公開と外部の視点の導入」。

=> 「公開プロセス」および「秋のレビュー」(2016年度には、初めて東京以外で開催「大阪レビュー」)

